

第2節 一般廃棄物

1 県内におけるごみ処理

(1) ごみ処理の状況

一般廃棄物（ごみ）とは、家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生するごみのうち、産業廃棄物以外のごみをいう。ごみは、市町村が適正処理に必要な措置を講じる責務があることから、それぞれ一般廃棄物処理計画を定め、これに従ってごみの収集、運搬、処分（再生を含む）を行っている。

○ごみの総排出量

平成25年度における県内のごみの総排出量は、436,428 t（1,196 t/日）となっており、そのうち、417,626 t（1,144 t/日）が計画収集、18,328 t（50 t/日）が直接搬入され、474 t（1 t/日）が集団回収されている。

なお、県民1人1日当たりのごみ排出量は830g/人・日で、前年度の853g/人・日とほぼ横ばいとなった。

また、その他に、6 tのごみが自家処理されている。

（表2-1、図2-1、図2-2）

○ごみの処理状況

収集されたごみの処理は、図2-4の流れで行われている。処理の内訳としては、375,376 t<86.1%>が焼却施設で直接焼却、2,915 t<0.7%>が直接最終処分され、直接資源化8,242 t<1.9%>、その他49,455 t<11.3%>が焼却以外の中間処理施設で処理されている。なお、総資源化量は66,606 t<リサイクル率15.3%>、総最終処分量は26,242 t<最終処分率6.0%>となっている。

（表2-2、表2-3、表2-4、図2-3、図2-4、図2-5、
図2-6、図2-7）

(2) ごみの形態別収集量・率

平成25年度におけるごみの形態別の収集状況は、市町村等によるものが63.2%（うち直営5.3%、委託57.9%）で、許可業者によるものが36.7%となっている。（表2-5）

表2-1 ごみ総排出量の推移

(単位:t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	計画 収集量	直接 搬入量	集団 回収量	ごみ 総排出量	自家 処理量	排出量	最終処分量 (t)	総人口 (人)	計画収集 人口(人)	1人1日 当たりの ごみ排出量 (g/人・日)
昭和63	379,563 (1,040)	28,743 (79)	— (—)	408,306 (1,119)	1,414 (4)	— (—)	— (—)	1,229,489	1,229,489	910
平成元	403,105 (1,104)	29,051 (80)	— (—)	432,156 (1,184)	1,204 (3)	— (—)	— (—)	1,237,134	1,237,134	957
" 2	413,592 (1,133)	26,817 (73)	— (—)	440,409 (1,207)	1,017 (3)	— (—)	— (—)	1,242,908	1,242,906	971
" 3	419,340 (1,146)	33,524 (92)	— (—)	452,864 (1,237)	2,119 (6)	— (—)	— (—)	1,248,081	1,248,081	991
" 4	419,991 (1,151)	43,006 (118)	— (—)	462,997 (1,268)	1,925 (5)	— (—)	187,960 (515)	1,255,972	1,255,972	1,010
" 5	427,316 (1,171)	50,836 (139)	4,051 (11)	482,203 (1,321)	752 (2)	— (—)	199,767 (547)	1,264,974	1,264,974	1,044
" 6	441,463 (1,209)	50,144 (137)	3,805 (10)	495,412 (1,357)	482 (1)	— (—)	203,994 (559)	1,276,799	1,276,799	1,063
" 7	437,401 (1,195)	49,171 (134)	4,815 (13)	491,387 (1,343)	459 (1)	— (—)	193,091 (528)	1,286,898	1,281,993	1,043
" 8	448,967 (1,230)	42,255 (116)	6,176 (17)	497,398 (1,363)	544 (1)	497,942 (1,364)	191,642 (525)	1,295,762	1,290,351	1,052
" 9	450,788 (1,235)	41,929 (115)	6,473 (18)	499,190 (1,368)	1,393 (4)	500,583 (1,371)	180,356 (494)	1,304,476	1,298,990	1,048
" 10	464,299 (1,272)	38,314 (105)	5,701 (16)	508,314 (1,393)	304 (1)	508,618 (1,393)	168,832 (463)	1,313,728	1,308,245	1,060
" 11	475,172 (1,298)	31,843 (87)	5,490 (15)	512,505 (1,400)	315 (1)	512,820 (1,401)	170,256 (465)	1,324,987	1,320,035	1,057
" 12	479,924 (1,315)	21,095 (58)	5,714 (16)	506,733 (1,388)	30 (0)	506,763 (1,388)	134,105 (367)	1,337,443	1,333,766	1,038
" 13	465,786 (1,276)	22,057 (60)	4,063 (11)	491,906 (1,348)	216 (1)	492,122 (1,348)	99,678 (273)	1,345,801	1,342,122	1,001
" 14	465,320 (1,275)	20,574 (56)	4,696 (13)	490,590 (1,344)	1,722 (5)	492,312 (1,349)	90,874 (249)	1,355,926	1,352,164	991
" 15	458,737 (1,253)	23,656 (65)	4,311 (12)	486,704 (1,330)	911 (2)	487,615 (1,332)	86,374 (236)	1,365,359	1,361,416	974
" 16	441,459 (1,209)	18,748 (51)	4,214 (12)	464,421 (1,272)	521 (1)	464,942 (1,274)	75,409 (207)	1,375,037	1,372,144	925
" 17	439,156 (1,203)	15,728 (43)	7,467 (20)	462,351 (1,267)	2,551 (7)	464,902 (1,274)	58,718 (161)	1,386,137	1,383,115	914
" 18	439,725 (1,205)	16,519 (45)	6,868 (19)	463,112 (1,269)	304 (1)	463,416 (1,270)	47,327 (130)	1,391,454	1,390,382	912
" 19	433,711 (1,185)	20,167 (55)	4,610 (13)	458,488 (1,253)	4 (0)	458,492 (1,253)	46,039 (126)	1,396,514	1,396,502	897
" 20	406,206 (1,113)	17,375 (48)	1,054 (3)	424,635 (1,163)	14 (0)	424,649 (1,164)	38,339 (105)	1,399,376	1,399,366	831
" 21	409,305 (1,121)	17,095 (47)	865 (2)	427,265 (1,171)	12 (0)	427,277 (1,171)	35,434 (97)	1,407,522	1,407,514	832
" 22	411,552 (1,128)	18,488 (51)	926 (3)	430,966 (1,181)	10 (0)	430,976 (1,181)	32,034 (88)	1,415,596	1,415,585	834
" 23	420,846 (1,150)	20,471 (56)	815 (2)	442,132 (1,208)	9 (0)	442,141 (1,208)	26,671 (73)	1,425,622	1,425,610	847
" 24	426,737 (1,169)	20,348 (56)	436 (1)	447,521 (1,226)	6 (0)	447,527 (1,226)	27,066 (74)	1,436,911	1,436,886	853
" 25	417,626 (1,144)	18,328 (50)	474 (1)	436,428 (1,196)	6 (0)	436,434 (1,196)	26,242 (72)	1,441,361	1,441,332	830

注)・「ごみ総排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「集団回収量」である。

・平成17年度実績のとりまとめより、ごみ総排出量の定義が「ごみ総排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「自家処理量」から上記のように変更になった。なお、第1表は過去の数値も再計算したものである。

・「排出量」=「ごみ総排出量」+「自家処理量」である。

・1人1日当たりのごみ排出量=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷(計画収集人口+自家処理人口)÷365又は366

・四捨五入により合計が一致しない場合がある。

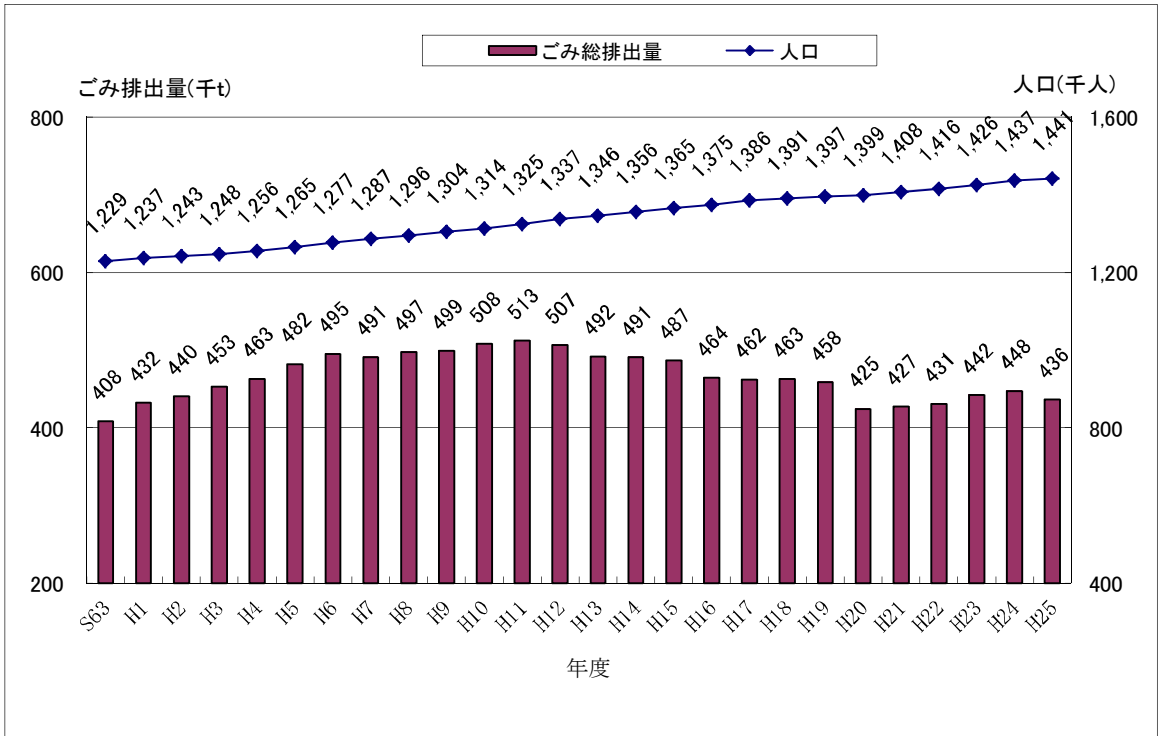


図 2-1 ごみ総排出量の推移

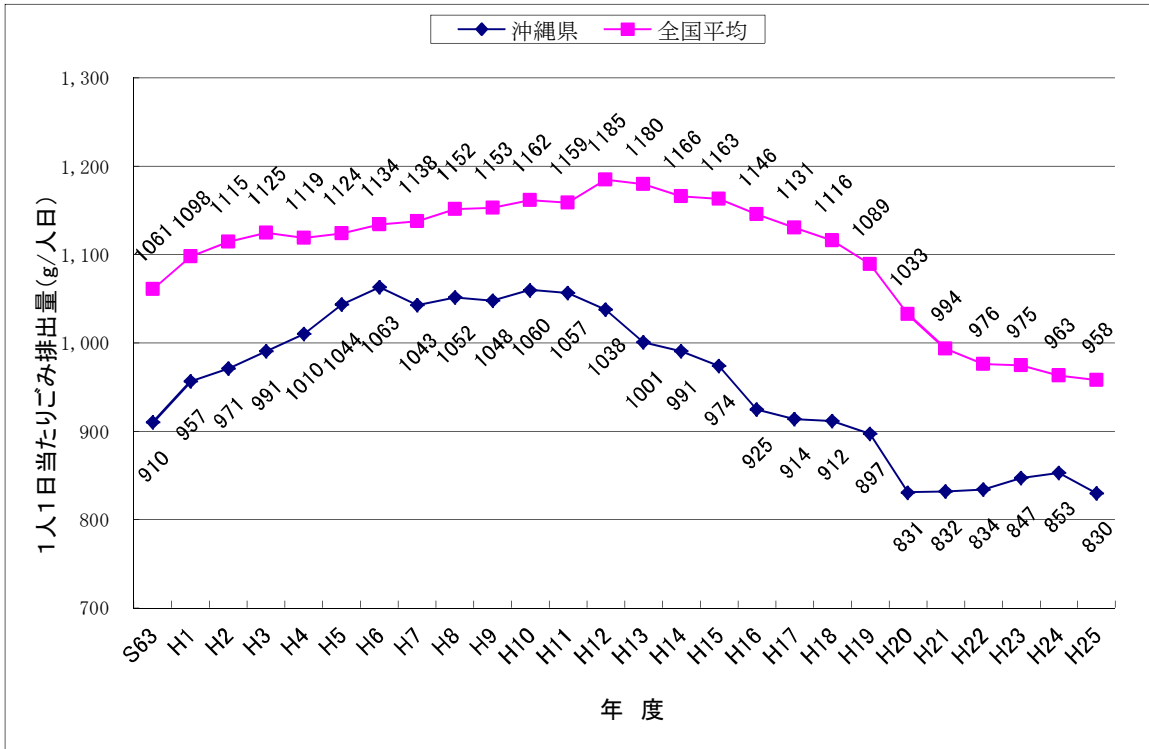


図 2-2 1人1日当たり排出量の推移

表 2-2 収集ごみの処理状況の推移

(単位：t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	ごみの 総処理量	直接焼却	直接埋立	焼却以外の 中間処理量	直接資源化	中間 処理率
平成10	502,613 (1,377.0)	354,679 (971.7)	100,665 (275.8)	41,212 (112.9)	6,057 (16.6)	80.0%
" 11	507,015 (1,385.3)	353,956 (967.1)	102,941 (281.3)	43,863 (119.8)	6,255 (17.1)	79.7%
" 12	498,177 (1,364.9)	366,224 (1,003.4)	69,674 (190.9)	52,294 (143.3)	9,985 (27.4)	86.0%
" 13	492,298 (1,348.8)	385,120 (1,055.1)	42,071 (115.3)	49,279 (135.0)	15,828 (43.4)	91.5%
" 14	490,573 (1,344.0)	387,397 (1,061.4)	37,073 (101.6)	50,007 (137.0)	16,096 (44.1)	92.4%
" 15	481,655 (1,316.0)	380,325 (1,039.1)	32,704 (89.4)	52,963 (144.7)	15,663 (42.8)	93.2%
" 16	468,424 (1,283.4)	372,832 (1,021.5)	27,144 (74.4)	51,859 (142.1)	16,589 (45.4)	94.2%
" 17	454,884 (1,246.3)	379,331 (1,039.3)	20,377 (55.8)	46,193 (126.6)	8,983 (24.6)	95.5%
" 18	456,244 (1,250.0)	392,647 (1,075.7)	9,122 (25.0)	45,385 (124.3)	9,090 (24.9)	98.0%
" 19	453,878 (1,240.1)	382,878 (1,046.1)	6,762 (18.5)	53,624 (146.5)	10,614 (29.0)	98.5%
" 20	419,763 (1,150.0)	365,132 (1,000.4)	3,708 (10.2)	42,832 (117.3)	8,091 (22.2)	99.1%
" 21	423,960 (1,161.5)	364,026 (997.3)	2,712 (7.4)	48,465 (132.8)	8,757 (24.0)	99.4%
" 22	428,630 (1,174.3)	371,167 (1,016.9)	3,066 (8.4)	47,715 (130.7)	6,682 (18.3)	99.3%
" 23	440,324 (1,203.1)	373,438 (1,020.3)	2,555 (7.0)	56,723 (155.0)	7,608 (20.8)	99.4%
" 24	444,621 (1,218.1)	378,930 (1,038.2)	2,350 (6.4)	54,982 (150.6)	8,359 (22.9)	99.5%
" 25	435,988 (1,194.5)	375,376 (1,028.4)	2,915 (8.0)	49,455 (135.5)	8,242 (22.6)	99.3%

- 注) ・ 直接埋立は焼却残渣等の埋立量を除く。
 ・ 「直接資源化」とは、資源化等を行う施設を経ずに直接、再生業者等に搬入される量であり、平成10年度より新たに設けられた項目である。
 ・ 中間処理率=((直接焼却量)+(焼却以外の中間処理量)+(直接資源化量))÷(ごみの総処理量)×100

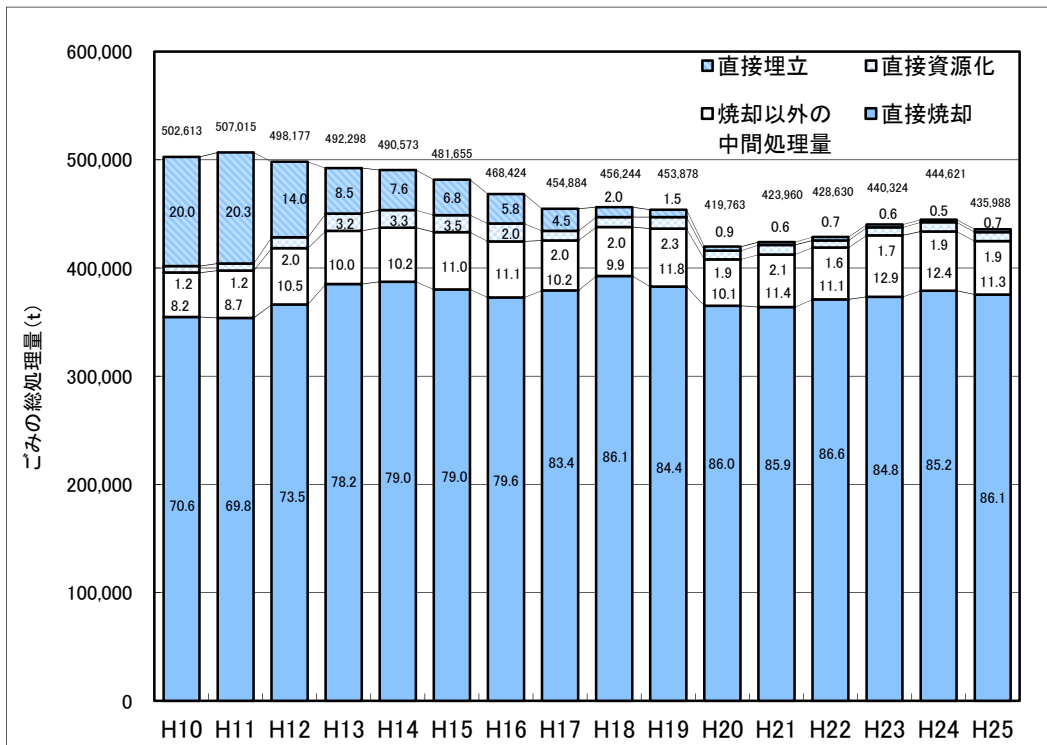


図 2-3 収集ごみの処理状況の推移

注) グラフ中の数値は構成比率 (%) を示す

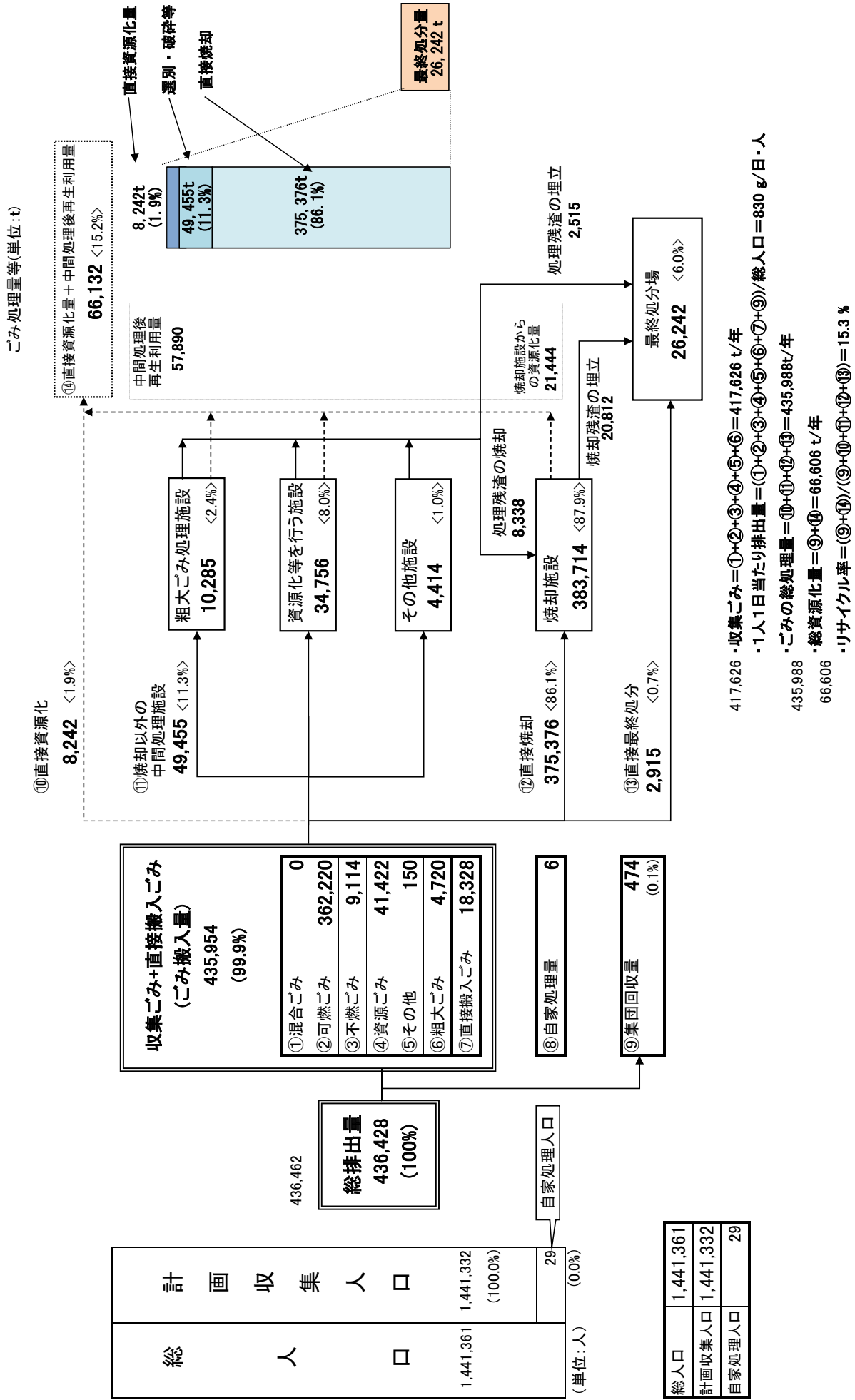


図2-4 ごみ処理フロー図(詳細)・ごみ処理の状況(平成25年度実績)

表2-3 総資源化量とリサイクル率の推移

年度	(単位:t/年) 位:t/年)																								
	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25										
市町村等によるごみの資源化量	27,846	34,853	50,262	51,318	52,104	54,125	47,205	55,527	57,689	50,647	57,143	53,488	66,916	63,668	66,132										
中間処理後再生利用量	21,591	24,868	34,434	35,222	36,441	37,536	38,222	46,437	47,075	42,556	48,386	46,806	59,308	55,309	57,890										
直接資源化量	6,255	9,985	15,828	16,096	15,663	16,589	8,983	9,090	10,614	8,091	8,757	6,682	7,608	8,359	8,242										
集団回収量	5,490	5,714	4,063	4,696	4,311	4,214	7,467	6,868	4,610	1,054	865	926	815	436	474										
資源化量合計	33,336	40,567	54,325	56,014	56,415	58,339	54,672	62,395	62,299	51,701	58,008	54,414	67,731	64,104	66,606										
ごみの総処理量	507,015	498,177	492,298	490,573	481,655	468,424	454,884	456,244	453,706	419,763	423,960	430,040	441,317	444,621	435,988										
ごみの総排出量	512,505	506,733	491,906	490,590	486,704	464,421	462,351	463,112	458,488	424,635	427,265	430,966	442,132	447,521	436,428										
リサイクル率 (%) <沖縄県>	6.5%	8.0%	11.0%	11.4%	11.6%	11.8%	11.8%	13.5%	13.6%	12.3%	13.7%	12.7%	15.4%	14.4%	15.3%										
リサイクル率 (%) <全国>	13.1%	14.3%	15.0%	15.9%	16.8%	17.6%	19.0%	19.6%	20.3%	20.3%	20.5%	20.8%	20.4%	20.4%	20.6%										

注) ・「中間処理後再生利用量」とは、焼却、破砕等の中間処理を行った後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量である。
 ・「集団回収量」とは、市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量をいい、ごみの総排出量に含めていない。
 ・リサイクル率 (%) = [直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量] ÷ [ごみの総処理量 + 集団回収量]



図2-5 総資源化量とリサイクル率の推移

表 2 - 4 最終処分量の推移

(単位:千t)

区分 年度	直接 埋立量	焼却残渣 埋立量	処理残渣 埋立量	最終 処分量	ごみの 総処理量	最終処分率 〈沖縄県〉	最終処分率 〈全国〉
H11	103	55	12	170	513	33.6	21.3
H12	70	55	9	134	507	26.8	20.2
H13	42	50	8	100	492	20.4	19.2
H14	37	47	7	91	491	18.7	17.6
H15	33	48	6	87	487	17.9	16.4
H16	27	43	5	75	464	16.4	16.0
H17	20	34	5	59	462	12.9	14.7
H18	9	34	4	47	463	10.4	13.9
H19	7	33	6	46	454	10.1	13.3
H20	4	31	4	38	420	9.1	12.3
H21	3	29	4	35	423	8.3	11.0
H22	3	26	3	32	430	7.4	10.7
H23	3	21	3	27	441	6.0	10.6
H24	2	22	3	27	445	6.0	10.3
H25	3	21	3	26	436	6.0	10.1

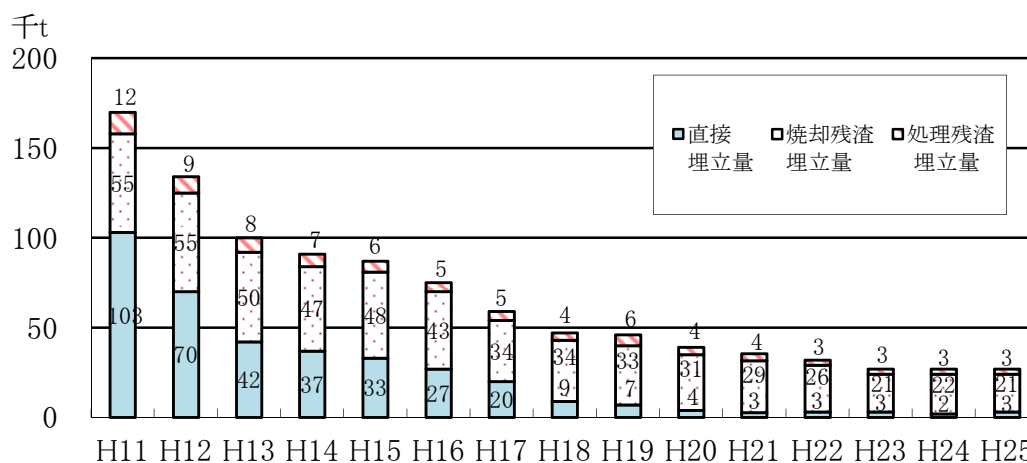


図 2 - 6 最終処分量の推移

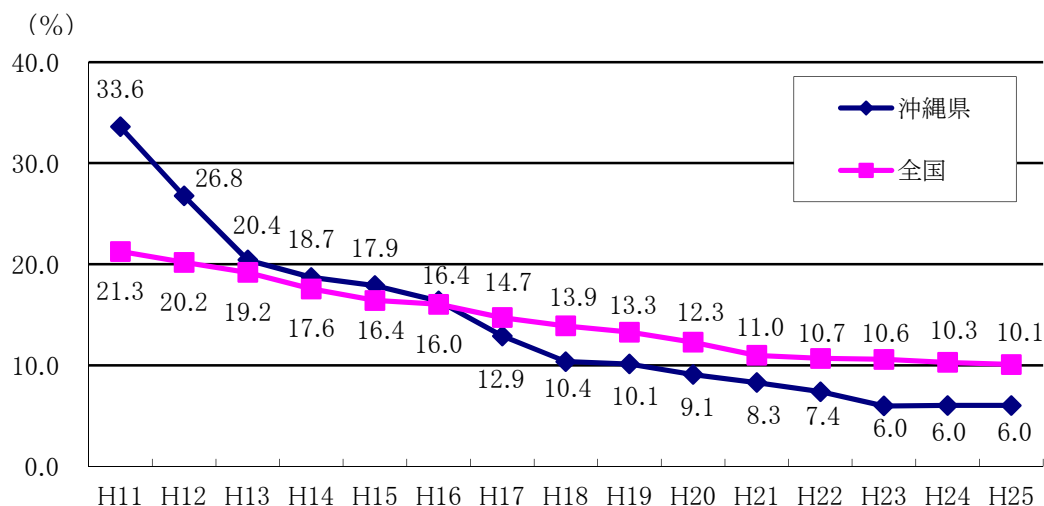


図 2 - 7 最終処分率の推移

表 2-5 ごみの形態別収集量・率の推移

区分	平成16		平成17		平成18		平成19		平成20		
	年度	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率
地方公共 団体に よるもの	直営	50,080	11.3%	47,375	10.8%	43,841	10.0%	37,921	8.7%	33,736	8.3%
	委託	245,910	55.7%	240,954	54.9%	244,863	55.7%	245,847	56.7%	231,004	56.9%
許可業者に よるもの		145,469	33.0%	150,827	34.3%	151,021	34.3%	149,943	34.6%	141,466	34.8%
計		441,459	100.0%	439,156	100.0%	439,725	100.0%	433,711	100.0%	406,206	100.0%

区分	平成21		平成22		平成23		平成24		平成25		
	年度	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率
地方公共 団体に よるもの	直営	28,977	7.1%	30,380	7.4%	30,462	7.2%	23,968	5.6%	22,267	5.3%
	委託	236,114	57.7%	235,931	57.3%	242,561	57.6%	252,052	59.1%	241,952	57.9%
許可業者に よるもの		144,214	35.2%	145,241	35.3%	147,823	35.1%	150,717	35.3%	153,407	36.7%
計		409,305	100.0%	411,552	100.0%	420,846	100.0%	426,737	100.0%	417,626	100.0%

注) 粗大ごみの計画収集量も含む

2 県内におけるし尿の処理

(1) し尿処理の状況

くみ取りし尿、浄化槽汚泥は、市町村、許可業者等により収集され、主に市町村等が設置するし尿処理施設で処理される。

○し尿計画収集人口

非水洗化計画収集人口（計画収集人口＋自家処理人口）は、水洗化人口（下水道人口＋浄化槽人口）の増加に伴い、年々減少傾向にあり、平成25年度においては93,162人となり、総人口の6.5%を占めている。

（表2－6、図2－8）

○し尿の収集状況（1日当たり）

平成25年度において県内で排出されたし尿及び浄化槽汚泥量は、1日当たり396.7k1となっている。そのうち、346.5k1（99.9%）が計画収集されている。

なお、し尿の計画収集量は減少傾向を示しているが、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に伴い浄化槽汚泥収集量は増加傾向にある。

（表2－7）

○し尿の処理状況（1日当たり）

平成25年度において県内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、1日当たり300.8k1がし尿処理施設で処理され、12.6k1が農地還元、64.2k1が下水道投入され、18.8k1がその他の方法で処理されている。

なお、海洋投入は平成16年5月で廃止されている。

（表2－8、図2－9、図2－10）

(2) し尿の形態別収集量・率

平成25年度におけるし尿の形態別の収集状況は、市町村等によるものが5.3%（うち直営0.4%、委託4.9%）で、許可業者のよるものが94.7%となっている。（表2－9）

表 2-6 計画処理区域内人口等の推移

年 度	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
総人口	1,365,359	1,375,037	1,386,137	1,391,490	1,396,514	1,399,376	1,407,522	1,415,596	1,425,622	1,436,911	1,441,493
浄化槽人口	534,651	525,508	537,819	530,495	513,168	503,904	492,475	482,259	486,152	494,932	463,361
公共下水道人口	709,712	731,774	761,850	783,914	787,174	803,261	822,649	844,434	854,525	858,104	884,970
水洗化人口	1,244,363	1,257,282	1,299,669	1,314,409	1,300,342	1,307,165	1,315,124	1,326,693	1,340,677	1,353,036	1,348,331
非水洗化計画収集人口	116,564	114,274	81,056	76,865	96,000	92,064	92,398	88,739	84,825	83,785	93,073
非水洗化自家処理人口	4,432	3,481	5,412	216	172	147	104	164	120	90	89

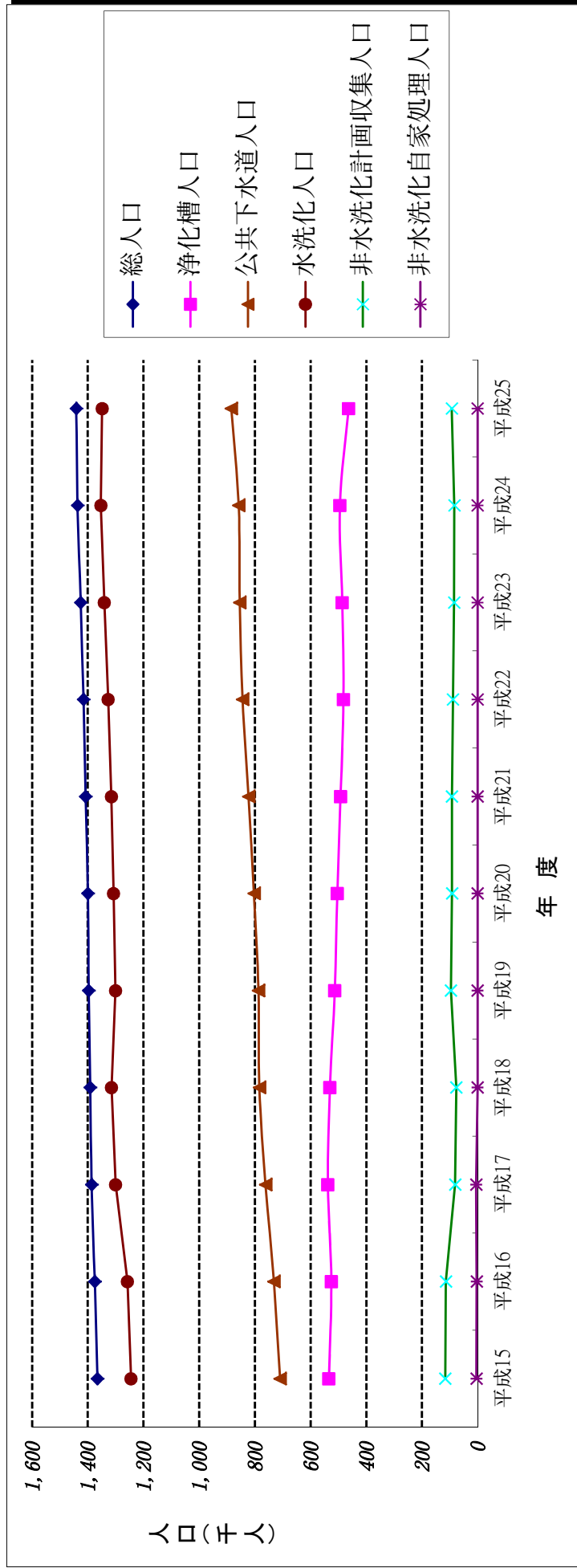


図 2-8 計画処理区域内人口等の推移

表 2-7 し尿の収集量・自家処理量の推移

区分 年度	計画収集量 (kl/日)			自家処理量 (kl/日)			合 計 (kl/日)	計画処理率	
	し尿 (A)	浄化槽 汚泥(B)	計	し尿 (C)	浄化槽 汚泥(D)	計		し尿 ①	浄化槽 汚泥②
平成 14	132.8	243.2	376.1	1.8	0.4	2.2	378.3	98.6%	99.8%
” 15	124.2	245.4	369.6	3.7	2.7	6.4	376.0	97.1%	98.9%
” 16	127.3	250.4	377.7	0.6	0.3	0.9	378.5	99.6%	99.9%
” 17	114.0	255.2	369.2	28.4	37.6	66.0	435.3	80.0%	87.2%
” 18	86.8	267.6	354.4	0.3	0.0	0.3	354.7	99.7%	100.0%
” 19	86.6	261.6	348.2	5.9	0.0	5.9	354.1	93.6%	100.0%
” 20	83.0	265.9	348.9	2.3	3.4	5.7	354.6	97.3%	98.7%
” 21	78.6	273.1	351.7	0.1	0.0	0.1	351.8	99.1%	100.0%
” 22	68.5	273.3	341.8	0.0	0.0	0.0	341.8	100.0%	100.0%
” 23	87.7	287.5	375.2	0.2	0.1	0.3	375.5	99.8%	100.0%
” 24	70.1	277.1	347.2	0.2	0.1	0.3	347.5	99.7%	100.0%
” 25	76.9	319.5	396.5	0.2	0.1	0.2	396.7	99.8%	100.0%

※ ①=(A)/(A)+(C)、②=(B)/(B)+(D)

表 2-8 し尿及び浄化槽汚泥の処理方法の推移

(単位：kl/日)

年度	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
下水道投入	19.1	19.1	19.3	23.4	16.7	22.8	17.6	18.8	40.7	58	36.6	64.2
し尿処理施設	291.3	284.4	303.3	318.6	322.6	314.3	310.8	312.2	282.8	293.9	279.5	300.8
農地還元	18.4	19.2	21.6	21.6	13.7	10.5	14.2	14.0	16.0	10.9	11.9	12.6
海洋投入	38.1	36.4	25.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0
その他	9.1	8.7	8.3	5.6	1.4	0.6	6.3	6.7	2.8	13.2	19	18.8
自家処理	2.2	6.3	0.9	66.0	0.3	5.9	5.7	0.1	0.0	0.3	0.3	0.2

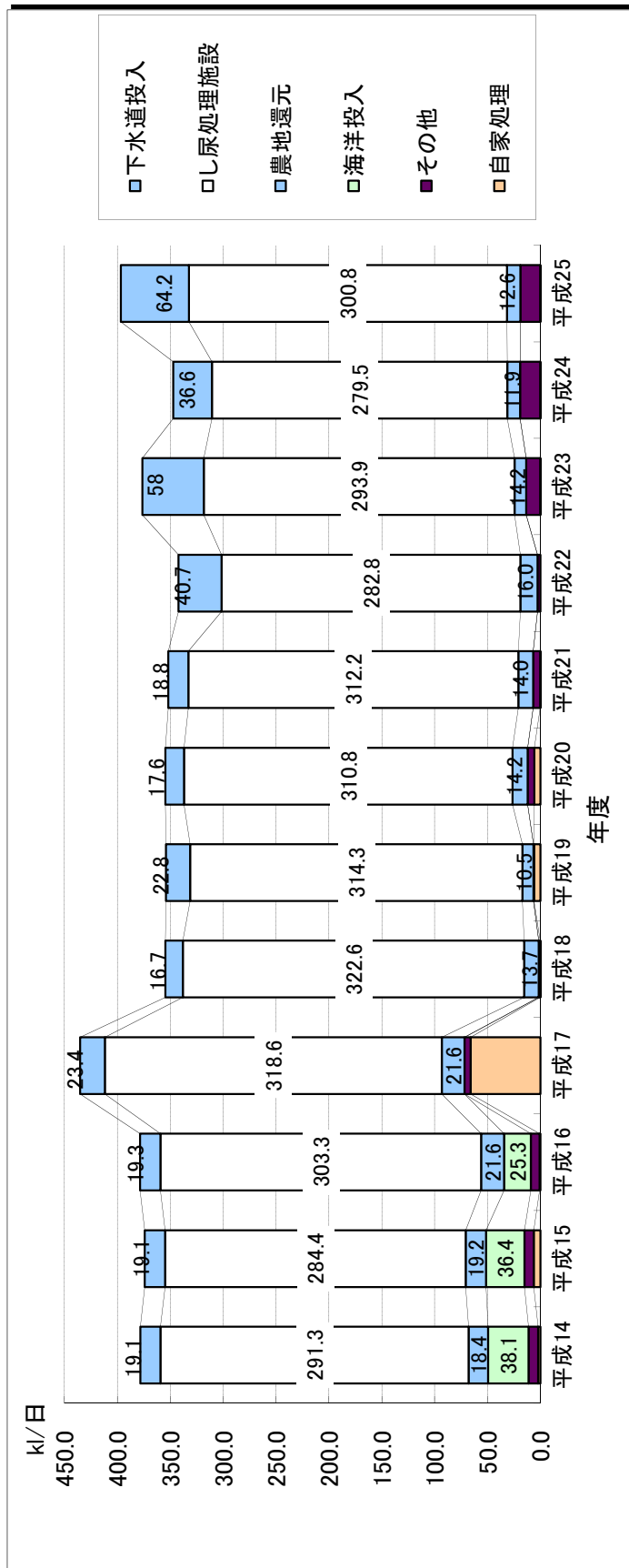


図 2-10 し尿及び浄化槽汚泥の処理方法の推移

表 2-9 し尿の形態別収集量・率の推移

(単位:kl/年)

区分	平成16		平成17		平成18		平成19		平成20		
	年度	収集量	率	年度	収集量	率	年度	収集量	率	年度	収集量
地方公共 団体によ るもの	直営	1,631	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	委託	4,942	3.6%	4,230	3.1%	2,627	2.0%	2,328	1.8%	1,625	1.3%
許可業者 によるもの		131,258	95.2%	130,532	96.9%	126,742	98.0%	125,136	98.2%	123,829	98.7%
計		137,831	100.0%	134,762	100.0%	129,369	100.0%	127,464	100.0%	125,454	100.0%

区分	平成21		平成22		平成23		平成24		平成25		
	年度	収集量	率	年度	収集量	率	年度	収集量	率	年度	収集量
地方公共 団体によ るもの	直営	0	0.0%	3,003	2.4%	353	0.3%	538	0.4%	639	0.4%
	委託	1,442	1.1%	2,458	2.0%	1,323	1.0%	7,688	6.1%	7,085	4.9%
許可業者 によるもの		126,918	98.9%	119,312	95.6%	129,582	98.7%	118,488	93.5%	136,992	94.7%
計		128,360	100.0%	124,773	100.0%	131,258	100.0%	126,714	100.0%	144,716	100.0%

注)収集量には、浄化槽汚泥も含む。

3 一般廃棄物処理施設の整備状況

(1) ごみ処理施設の整備状況

平成27年3月末現在の整備状況を、表2-10～2-13、図2-11に示す。

ごみ焼却施設が32施設（1,799t/日）、粗大ごみ処理施設が7施設（134t/日）、最終処分場（国庫補助施設のみ）が20施設、再生利用施設（国庫補助施設のみ）は27施設が整備されている。

しかし、ごみ焼却施設は1町が未整備となっており、新施設の整備を検討中である。また、最終処分場は14市町村が未整備となっており、このうち8市町村が2施設の整備を検討中である。残る6市村については、焼却灰の溶融スラグ化により対応している。

今後とも、地域の特性及び実状を勘案し、国の高率の交付金等を活用した施設整備を促進する必要がある。

(2) ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度測定状況

平成26年度における各市町村のごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量を、表2-14に示す。

ごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果から各施設の年間排出量を算出したところ、県全体では0.77g-TEQ/年となっている。

平成9年度の年間排出量（10.8g-TEQ/年）から90%削減するとした沖縄県ごみ処理広域化計画の目標値に対しては、平成20年度では89%の削減で目標値にあとわずかであったが、その後は目標値を達成し、平成25年度では93.1%の削減、平成26年度では92.9%の削減となっている。

(3) し尿処理施設等の整備状況

平成27年3月末現在の整備状況を、表2-15、図2-12に示す。

し尿処理施設等は11施設（555k1/日）整備されており、他の市町村においても、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進が図られている。

また、上述の施設のうち、1施設において、有機性廃棄物を併せて処理を行い、資源回収を行う汚泥再生処理センターの整備を行っている。

今後は、下水道等の整備計画との整合性を図りつつ、汚泥再生処理センターの整備についても引き続き検討する必要がある。

表2-10 一般廃棄物焼却施設整備状況

平成27年3月末現在

	実施主体	構成市町村		規模(t/日)	処理方式	当初着工年月	当初事業費	直近着工年月	累計基幹改良等の費用(千円)	備考 (基幹改良等の回数)	
		所在地		炉の形態	当初竣工年月	(千円)	直近竣工年月				
本島	1 名護市	名護市		40	機械化パッチ	S51.12	672,700	H18.6	1,057,206	(4回)	
		名護市字宇茂佐1710-3		20 t/	8h × 2 基	S52.12		H19.3			
	2 国頭村	国頭村、大宜味村、東村		15	機械化パッチ	S57.9	348,757	H9.8	475,400	(2回)	
		国頭村字辺土名山地名原479-1外13		7.5 t/	8h × 2 基	S58.3		H10.3			
	3 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村		40	機械化パッチ	H7.9	999,499	H21.4	516,649	(1回)	
		本部町字北里182		20 t/	8h × 2 炉	H10.3		H22.3			
	4 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村		166	ガス化溶融	H14.2	5,950,707				
		うるま市具志川字栄野比1211-6		83 t/	24h × 2 基	H16.9					
	5 金武地区消防清掃組合	金武町、宜野座村		20	機械化パッチ	S59.2	386,956	H17.2	964,565	(4回)	
		宜野座村字漢那2536-23		10 t/	8h × 2 基	S60.12		H18.2			
	6 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村		70	准連続	H7.2	2,887,221	H18.3	438,585	(1回)	
		嘉手納町字久得242-1		35 t/	16h × 2 炉	H10.3		H19.3			
7 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町		309	ガス化溶融	H19.3	10,026,205					
	沖縄市字池原3394番地		103 t/	24h × 3 炉	H22.3						
8 中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村		40	全連続+灰溶融	H12.12	5,880,000				防衛施設庁予算(当初)	
	中城村字伊舎堂池武当原787外		20 t/	24h × 2 基	H15.5						
9 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町		450	全連続+灰溶融	H14.8	16,748,376					
	南風原町字新川1650		150 t/	24h × 3 基	H18.3						
10 浦添市	浦添市		150	全連続+灰溶融	S55.10	2,349,961	H24.3	5,623,396	(4回)		
	浦添市伊奈武瀬1-8-1		75 t/	24h × 2 基	S57.12		H25.3				
11 東部清掃施設組合	西原町、与那原町、南城市、八重瀬町		98	准連続	S58.4	1,938,501	H18.10	3,257,961	(5回)		
	与那原町字板良敷1612		49 t/	24h × 2 炉	S60.3		H20.3				
12 糸満市豊見城市清掃施設組合	糸満市、豊見城市		200	全連続+灰溶融	H7.12	9,179,278	H25.10	244,650	H21-H23に灰溶融施設追加(総事業費2,094,384千円)		
	糸満市字東里74-1		100 t/	24h × 2 炉	H10.3		H26.3				
13 伊江村	伊江村		7	機械化パッチ	H14.10	1,023,000				防衛施設庁予算(当初)	
	伊江村字東江上カダ原2788外		7 t/	8h × 1 炉	H16.2						
14 久米島町	久米島町		20	機械化パッチ	S63.10	504,952	H20.10	626,508	(2回)		
	久米島町字阿嘉297-133		10 t/	8h × 2 基	H2.1		H21.5				
15 渡嘉敷村	渡嘉敷村		4	機械化パッチ	H10.9	686,368	H25.11	(1回)			
	渡嘉敷村字渡嘉敷1845		4 t/	8h × 1 炉	H11.7		H26.8				
16 座間味村	座間味村(阿嘉島)		3	機械化パッチ	H9.4	344,400					
	座間味村阿嘉島地内		3 t/	8h × 1 炉	H10.3						
17 座間味村	座間味村		4	ガス化溶融	H14.11	883,902					
	座間味村字座間味牧治地内		4 t/	8h × 1 炉	H15.8						
18 粟国村	粟国村		3	機械化パッチ	H15.6	645,037					
	粟国村草戸原2334		3 t/	8h × 1 炉	H16.3						
19 渡名喜村	渡名喜村		2	ガス化溶融	H14.3	678,300					
	渡名喜村高田地内		2 t/	8h × 1 炉	H15.3						
20 南大東村	南大東村		3	機械化パッチ	H10.12	534,601	H25.8	303,450	(1回)		
	南大東村字池之沢1-1		3 t/	8h × 1 炉	H12.5		H26.3				
21 北大東村	北大東村		2	機械化パッチ	H12.12	609,175	H23.8	197,690	(1回)		
	北大東村字南211-1		2 t/	8h × 1 炉	H14.3		H24.3				
22 宮古島市	宮古島市		60	准連続	S51.9	492,044	H14.3	1,313,792	(4回)		
	宮古島市平良字西仲宗根565-1		30 t/	16h × 2 基	S52.7		H14.11				
23 多良間村	多良間村		3	機械化パッチ	H11.9	566,230	H22.8	299,780	(1回)		
	多良間村字仲筋1624-2		3 t/	8h × 1 炉	H12.5		H23.4				
24 石垣市	石垣市		80	准連続	H7.3	2,829,941	H25.8	250,319	(1回)		
	石垣市字平得大俣1273-439		40 t/	16h × 2 炉	H9.10		H24~H28工事予定				
25 伊平屋村	伊平屋村		3	機械化パッチ+灰溶融	H16.1	1,284,740					
	伊平屋村字田名3225		3 t/	8h × 1 炉	H17.5						
26 竹富町	竹富町(波照間島)		0.4	ガス化燃焼	H17.11	36,385					
	竹富町字波照間4969-1		0.4 t/	8h × 1 炉	H18.5						
27 竹富町	竹富町(黒島)		0.4	ガス化燃焼	H17.11	37,469					
	竹富町字黒島2601		0.4 t/	8h × 1 炉	H18.5						
28 竹富町	竹富町(竹富島)		0.4	ガス化燃焼	H18.9	43,960					
	竹富町字竹富878		0.4 t/	8h × 1 炉	H19.3						
29 竹富町	竹富町(小浜島)		0.5	ガス化燃焼	H18.9	37,711					
	竹富町字小浜3400-1		0.5 t/	8h × 1 炉	H19.3						
30 竹富町	竹富町(鳩間島)		0.4	ガス化燃焼	H20.11	49,014					
	竹富町字鳩間地内		0.4 t/	8h × 1 炉	H21.5						
31 竹富町	竹富町(西表島)		1.5	ガス化燃焼	H21.12	100,179					
	竹富町字高那地内		1.5 t/	8h × 1 炉	H23.1						
32 伊是名村	伊是名村		3	機械化パッチ	H22.7	512,598					
	伊是名村字勢理客3630		3 t/	8h × 1 炉	H24.1						
合計		40市町村		1,799 t/日			69,268,166		15,569,951		

※ 基幹改良等=国の補助を受け、焼却施設の改良又は改造によって更新を行うこと。上記表中では、当初事業(施設建設時)と基幹改良等の事業を分けて標記。

表2-11 一般廃棄物最終処分場整備状況

平成27年3月末現在

実施主体	構成市町村	埋立開始年月	終了予定年月	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	平成25年度末		総事業費 (千円)
						残余容量(m ³)	残余年数(推計)	
1 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	H20.4	H35.3	15,650	155,000	40,909	29.2	1,436,820
2 恩納村	うるま市、恩納村	H3.5	H24.3	12,300	100,000	43,953	29.8	583,220
3 伊江村	伊江村	H3.4	H24.3	25,382	72,400	46,147	197.2	160,734
4 宮古島市(野田最終処分場)	宮古島市	H6.6	H26.3	10,600	81,000	39,185	218.9	893,114
5 名護市	名護市	H7.4	H22.3	20,000	185,000	7,291	17.2	1,148,470
6 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	H9.2	H24.3	38,000	400,000	229,318	35.1	2,738,582
7 宮古島市(川満最終処分場)	宮古島市	H9.3	H30.3	7,000	52,000	12,803	5.2	906,400
8 石垣市	石垣市	H11.2	H27.3	15,200	140,000	38,926	7.8	2,224,183
9 粟国村	粟国村	H11.3	H28.3	6,000	15,000	7,400	37.0	580,670
10 渡嘉敷村	渡嘉敷村	H14.2	H35.3	3,000	15,000	13,631	47.8	466,917
11 多良間村	多良間村	H14.7	H35.3	3,000	10,000	9,541	116.4	503,214
12 久米島町	久米島町	H16.3	H36.3	5,000	25,000	18,047	10.0	905,829
13 国頭地区行政事務組合	国頭村、大宜味村、東村	H18.4	H38.3	7,200	45,000	36,730	31.9	1,214,621
14 竹富町	竹富町	H18.4	H33.3	4,300	22,000	19,519	45.0	637,539
15 伊是名村	伊是名村	H18.11	H34.3	2,500	11,000	10,590	2118.0	416,684
16 与那国町	与那国町	H19.4	H39.3	3,000	11,000	8,075	2.8	711,505
17 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	H19.4	H33.3	13,000	107,000	67,451	18.4	4,338,657
18 本部町・今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	H21.4	H35.3	8,800	67,000	61,969	59.8	1,545,206
19 北大東村	北大東村	H21.2	H41.2	900	2,000	1,804	8.0	291,689
20 南大東村	南大東村	H22.3	H37.3	1,406	4,500	3,382	105.7	627,430
合計	27市町村			202,238	1,519,900	716,671	24.3	22,331,484

表2-12 粗大ごみ処理施設整備状況

平成27年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (t/日)	処理 方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	備考
1 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	7	選別	—	H19.3	H22.3	総事業費は、下記同組合のリサイクルプラザに含まれる。
2 浦添市	浦添市	25	破碎	2,349,961	S55.9	S57.12	
3 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	13	併用	666,672	H7.2	H10.3	
4 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	15	併用	330,969	H7.9	H10.3	
5 糸満市・豊見城市清掃施設組合	糸満市、豊見城市	30	併用	1,862,782	H7.12	H10.3	
6 名護市	名護市	5	併用	426,570	H10.10	H11.3	
7 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	39	併用	2,513,355	H14.8	H18.3	
合計	13市町村	134		8,150,309			

※ 処理方式の併用とは、粗大ごみの破碎と圧縮の両方の処理を行うこと。

表2-13 廃棄物再生利用施設整備状況

平成27年3月末現在

実施主体	構成市町村	施設規模	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	備考	
リサイクルプラザ	1 那覇市	那覇市	53 t/8h	1,869,900	H6.2	H7.3	H20-H23に拡充整備(総事業費1,286,709千円)
	2 浦添市	浦添市	40 t/5h	3,515,978	H9.11	H11.3	
	3 中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村	9 t/5h	—	H12.12	H15.5	総事業費は同組合の焼却施設に含まれる。(防衛施設庁予算)
	4 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	57 t/5h	3,163,983	H14.2	H16.3	
	5 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	82 t/日	2,582,873	H19.3	H22.3	
小計	9市町村	241 t/日	11,132,734				
リサイクルセンター	1 渡嘉敷村	渡嘉敷村	1 t/日	169,845	H12.9	H14.3	
	2 多良間村	多良間村	1 t/日	175,486	H12.9	H14.3	
	3 伊江村	伊江村	1 t/日	—	H14.10	H16.2	総事業費は同村の焼却施設に含まれる。(防衛施設庁予算)
	4 久米島町	久米島町	3 t/日	439,517	H15.1	H16.3	
	5 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	4.8 t/日	544,339	H16.10	H18.3	
	6 竹富町	竹富町	1.4 t/日	354,900	H16.11	H18.2	
	7 与那国町	与那国町	1 t/日	416,120	H17.3	H18.11	
	8 宮古島市(伊良部島)	宮古島市	1 t/日	213,691	H19.9	H20.3	
	9 伊是名村	伊是名村	1 t/日	75,470	H22.7	H24.1	
小計	11町村	15.2 t/日	2,389,368				
ストックヤード	1 石垣市	石垣市	576 m ²	107,520	H9.11	H10.3	
	2 渡嘉敷村	渡嘉敷村	200 m ²	49,936	H10.10	H11.3	
	3 糸満市	糸満市	631 m ²	104,749	H11.11	H12.3	
	4 島尻消防清掃組合	南城市(旧:知念村、玉城村、大里村)、八重瀬町	612 m ²	145,569	H12.3	H12.8	
	5 多良間村	多良間村	234 m ²	54,295	H13.8	H14.3	
	6 北大東村	北大東村	150 m ²	46,515	H14.4	H14.8	
	7 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	450 m ²	81,375	H16.10	H18.3	
	8 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	600 m ²	265,900	H18.2	H19.1	
	9 中部北環境施設組合(うるま市宇栄野比地内)	うるま市	150 m ²	186,060	H19.8	H20.3	
	10 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	1700 m ²	273,803	H21.6	H22.1	
	11 中部北環境施設組合(うるま市石川伊波地内)	うるま市、恩納村	150 m ²	199,448	H21.7	H22.3	
	12 那覇市	那覇市	300 m ²	33,942	H21.10	H23.2	
	13 中部北環境施設組合(うるま市隣連内間地内)	うるま市、恩納村	150 m ²	194,355	H23.7	H24.3	
小計	18市町村	5,903 m ²	1,743,467				
合計	27市町村		15,265,569				

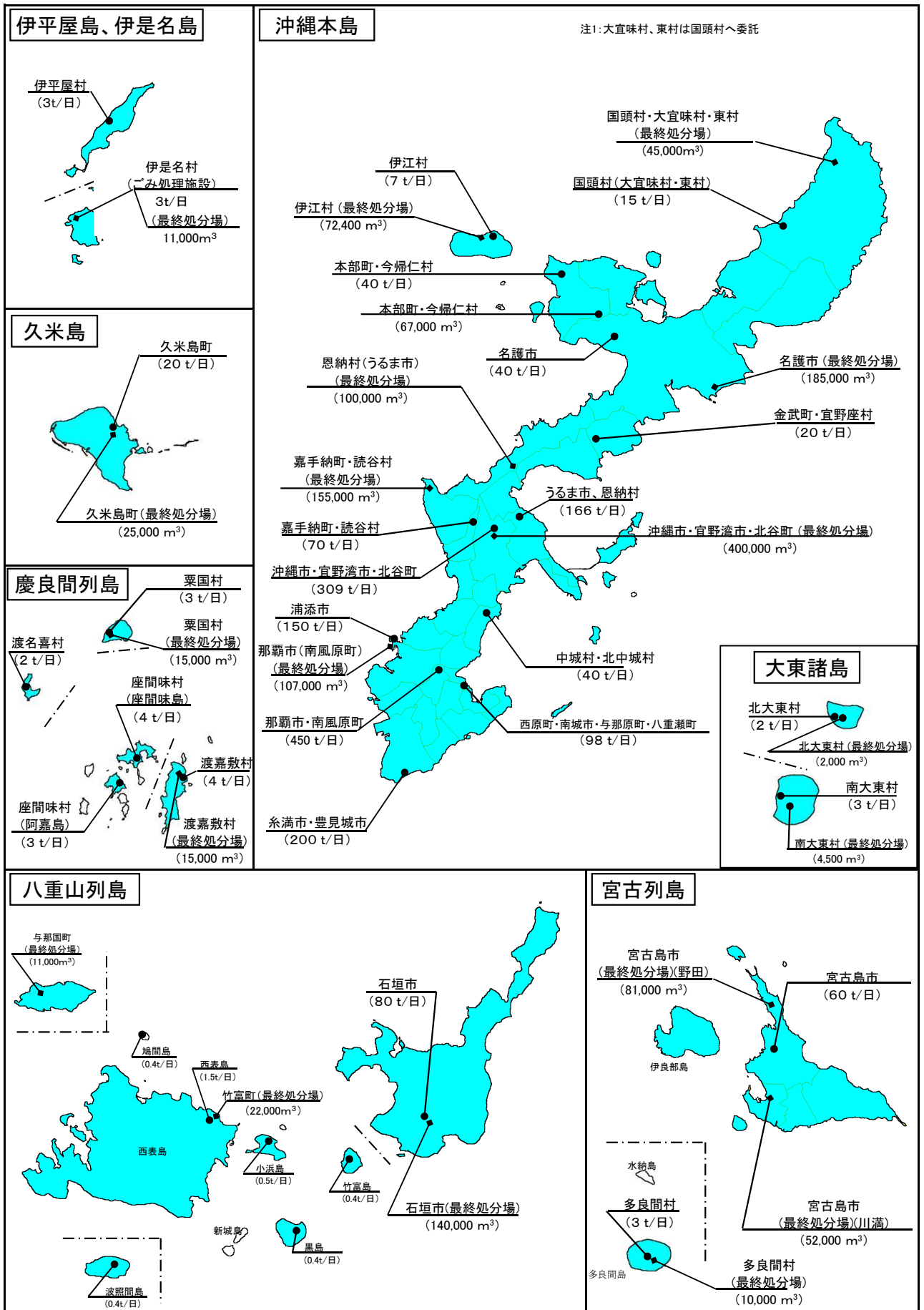


図2-11 ごみ処理施設整備状況(平成27年3月末現在)

表2-14 ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量

H26年度測定結果

	自治体名	施設名	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)			年間排出量 (g-TEQ/年)
			炉番号	測定値	基準値	
沖 縄 本 島	浦添市	浦添市クリーンセンター	1号炉	0.016	5	0.0022
			2号炉	0.0072		0.00104
			溶融炉	0.29	5	0.0063
	名護市	名護市環境センター	共通	0.60	5	0.062
	倉浜衛生施設組合	エコトピア池原	1号炉	0.012	0.1	0.0014
			2号炉	0.091		0.0112
			3号炉	0.043		0.00452
	東部清掃施設組合	東部清掃施設組合清掃工場	1号炉	0.026	5	0.0031
			2号炉	0.02		0.0024
	糸満市豊見城市 清掃施設組合	糸豊環境美化センター	1号炉	1.70	1	0.252
			2号炉	0.09		0.011
	本部町今婦仁村 清掃施設組合	環境美化センター	1号炉	0.40	5	0.0112
			2号炉	0.60		0.015
	中城村北中城村 清掃事務組合	中城青葉苑	1号炉	0.013	5	0.0006
			2号炉	0.028		0.00187
	金武地区消防衛生組合	金武地区清掃センター	共通	0.15	10	0.0088
国頭地区行政事務組合	環境センター	共通	1.10	10	0.053	
比謝川行政事務組合	環境美化センター	1号炉	0.26	5	0.032	
		2号炉	0.33		0.047	
中部北環境施設組合	美島環境クリーンセンター	1号炉	0.027	1	0.003350	
		2号炉	0.02		0.0028	
那覇市・南風原町 環境施設組合	那覇・南風原クリーンセンター	1号炉	0.00007	0.1	0.000014	
		2号炉	0.0023		0.0004762	
		3号炉	0.000069		0.0000139	
		溶融 1号炉	0.0003	5	0.000001	
		溶融 2号炉	0.0003		0.000002	
本 島 周 辺 離 島	伊江村	伊江村E&Cセンター	1号炉	0.042	5	0.00066
	渡嘉敷村	渡嘉敷村グリーンセンター	1号炉	1.10	10	0.0023
	座間味村	阿嘉島クリーンセンター	1号炉	休止中	10	0
		座間味村クリーンセンター	1号炉	休止中	5	0
	粟国村	粟国村ごみ焼却施設	1号炉	0.03	5	0.00004
	渡名喜村	渡名喜村ごみ焼却施設	1号炉	休止中	5	0
	南大東村	南大東村クリーンセンター	1号炉	1.30	5	0.00530
	北大東村	うふあがりクリーンセンター	1号炉	0.62	5	0.0015
	伊平屋村	伊平屋村クリーンセンター	1号炉	0.14	5	0.0006
	伊是名村	伊是名村ごみ処理施設	1号炉	0.53	5	0.00217
久米島町	久米島クリーンセンター	共通	0.12	10	0.005	
宮 古	宮古島市	クリーンセンター(平良工場)	共通	0.94	10	0.21
	多良間村	クリーンセンターたらま	1号炉	0.92	5	0.00357
八 重 山	石垣市	石垣市クリーンセンター	1号炉	0.05	5	0.0024
			2号炉	0.04		0.002
	竹富町	西表小型焼却炉施設	1号炉	0.0036	5	0.00001081
		黒島小型焼却炉施設	1号炉	0.0013	5	0.0000006
		波照間小型焼却炉施設	1号炉	0.000069	5	0.000000
		竹富小型焼却炉施設	1号炉	0.00057	5	0.0000002
		小浜小型焼却炉施設	1号炉	0.00085	5	0.0000007
鳩間小型焼却炉施設	1号炉	0.0034	5	0.00000017		
年間排出量合計					0.77	

注1 焼却施設を整備していない市町村(与那国町)

注2 炉番号の共通とは、複数の炉の排ガスを煙突等の排ガスを混合する共通の煙道で測定したことを示す。

注3 測定値は、平成26年度の測定結果。

注4 材料類の毒性等価計数は、WHO-TEF(2006)を適用した。

注5 複数炉を有する平成20年4月1日前に設置された施設のダイオキシン類濃度基準値については、平成21年3月12日付付文保第767号環境保全課長通知に基づき、当分の間、各焼却炉の焼却能力の合計によらず、各焼却炉の能力に応じて基準を適用する。

注6 糸満市豊見城市清掃施設組合(糸豊環境美化センター)については基準値を超えたため、改修作業、再測定(基準値以下を確認)を行い稼働再開。

表2-15 し尿処理施設等の整備状況

平成27年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (kl/日)	処理方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	平25年度 処理実績 (kl/年)
1 石垣市	石垣市	25	嫌消	80,317	昭46. 6	昭47. 6	13,344
2 名護市	名護市、国頭村(委託)、 東村(委託)、 大宜味村(委託)	40	二段活	115,997	昭47. 8	昭48. 3	13,844
3 東部清掃施設組合 (H27.3 廃止)	与那原町、西原町、南城市 (旧 佐敷町)	30	嫌消	157,693	昭48. 8	昭49. 1	9,640
4 本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町、今帰仁村	35	〃	579,180	昭49. 9	昭50. 6	8,186
5 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	130	〃	1,293,000	昭51. 3	昭52. 2	9,070
6 中城村北中城村 清掃事務組合	中城村、北中城村	30	〃	429,871	昭52. 2	昭53. 2	7,552
7 中部衛生施設組合	うるま市、嘉手納町、 読谷村、恩納村(事業所 分)	80	二段活 (低希釈)	850,345	昭53. 3	昭55. 6	20,239
8 糸満市豊見城市 清掃施設組合	糸満市、豊見城市	65	〃	998,496	昭55.12	昭57. 3	11,449
9 宮古島市(旧伊良 部町)	宮古島市(旧 伊良部町)	10	好気性 (低希釈)	242,000	昭56.1	昭58. 3	527
10 多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	83,000	昭57.11	昭58. 3	230
11 島尻消防清掃組合	南城市、(旧 知念村、玉城 村、大里村)八重瀬町、南 風原町(委託)	30	二段活 (低希釈)	893,464	昭61. 2	昭62. 9	11,733
12 東部清掃施設組合 (H26.12供用開始)	与那原町、西原町、南城市、 南風原町、中城村、北中城 村	107	固液分離・ 希釈方式	1,263,134	平24.12	平26.12	—
合 計	25	585		6,986,497			105,814

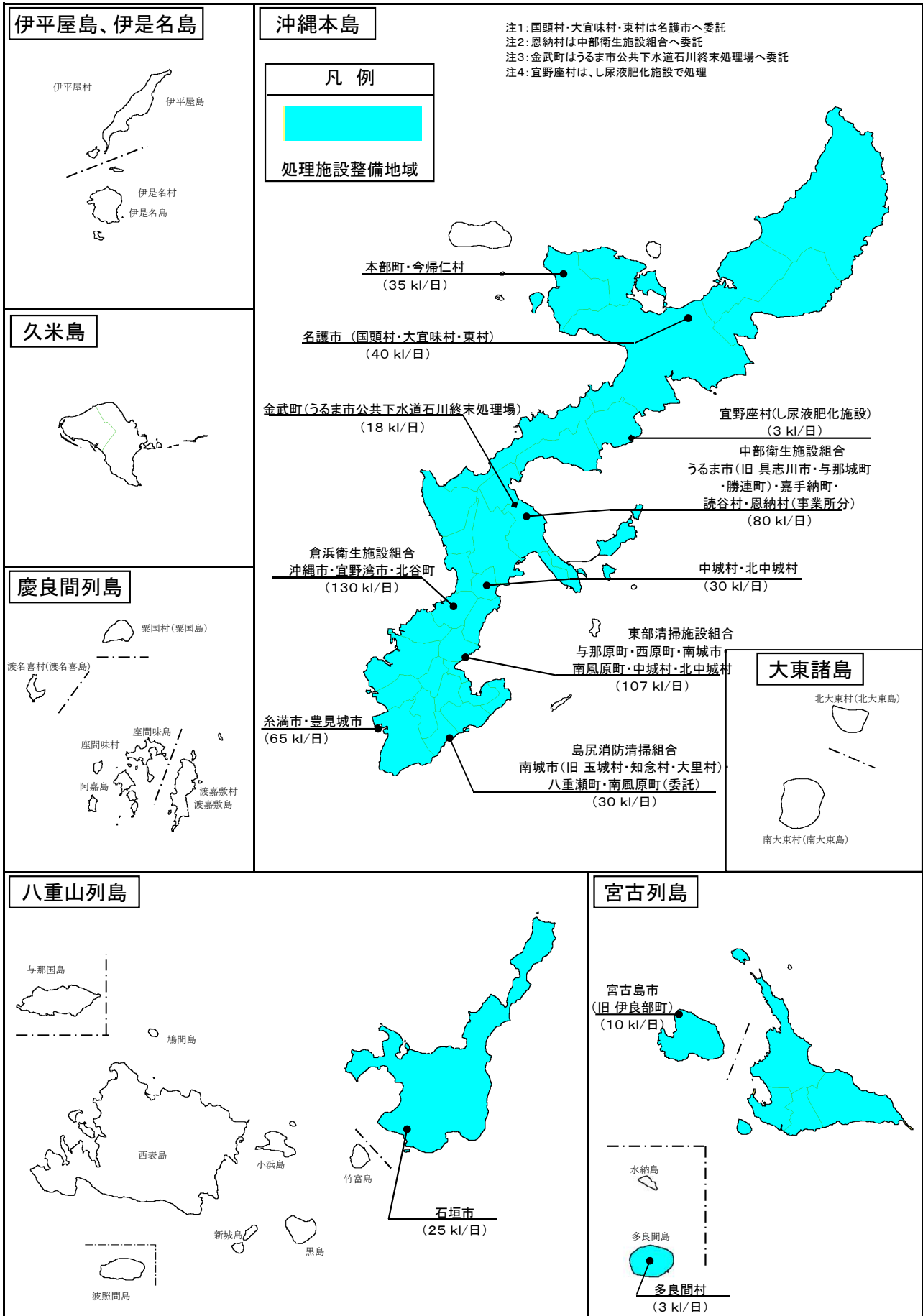


図2-12 し尿処理施設等の整備状況(平成27年3月末現在)

4 浄化槽

(1) 合併処理浄化槽の設置基数及び新設率について

平成25年度までに、県内に設置された浄化槽は84,652基で、そのうち合併処理浄化槽の占める割合は28.1% (23,748基) となっており、合併処理浄化槽の普及が十分に進んでいるとはいえない状況である。

なお、平成12年度の建築基準法及び浄化槽法の改正により、平成13年4月1日から浄化槽を新たに設置する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務づけられている。

表 2-16 累積浄化槽設置基数の推移

種別 \ 年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
単独処理浄化槽 (%)	89,527 (88.1)	87,279 (84.3)	87,198 (82.8)	80,283 (80.7)	79,104 (79.1)	71,621 (78.0)	67,153 (81.2)	67,153 (81.2)	61,484 (75.8)	60,904 (71.9)
合併処理浄化槽 (%)	12,122 (11.9)	16,208 (15.7)	18,105 (17.2)	19,204 (19.3)	20,920 (20.9)	20,229 (22.0)	15,569 (18.8)	15,569 (18.8)	19,616 (24.2)	23,748 (28.1)
合計	101,649	103,487	105,303	99,487	100,024	91,850	82,722	82,722	81,100	84,652

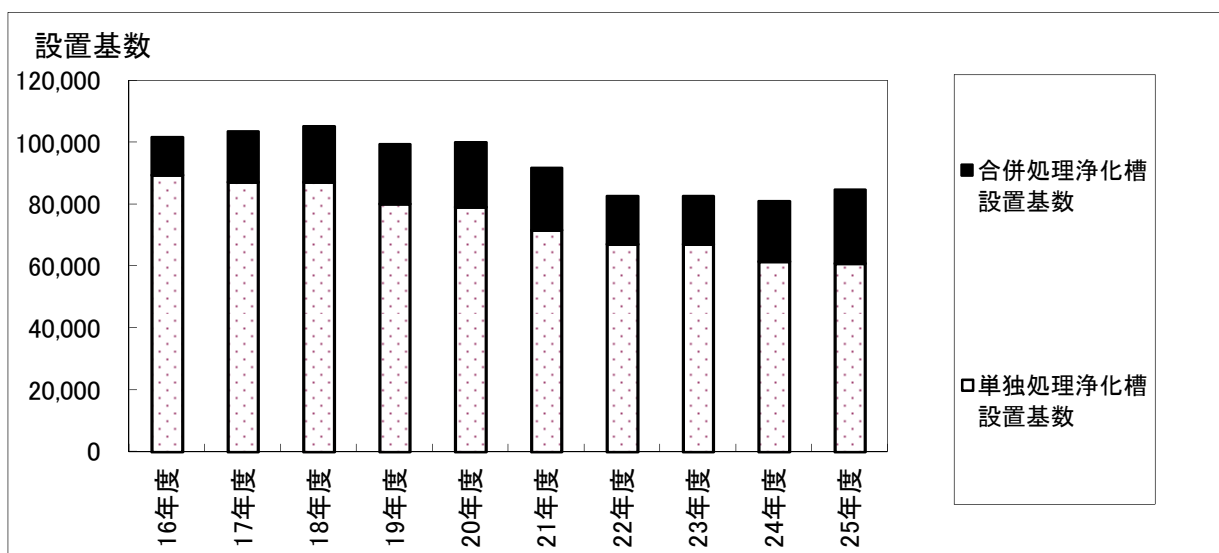


図 2-13 合併処理浄化槽設置基数及び単独処理浄化槽設置基数の推移

(2) 法定検査の実施状況

浄化槽管理者は、浄化槽法により浄化槽使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、水質に関する検査（7条検査）及び毎年一回の水質検査（11条検査）を受けなければならないことになっている。

本県においては、平成25年度実績で、7条検査の実施率は93.5%（平成24年度全国平均90.4%）で全国平均を上回っているが、11条検査の実施率は6.9%（平成24年度全国平均36.3%）と低い実施率となっている。

表 2-17 法定検査実施率

項目	年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
沖縄	7条検査(%)	90.7	99.4	100	100	100	100	100	95.1	93.5
	11条検査(%)	4	3.9	4.0	4.5	5.3	5.4	6.1	7.1	6.9
全国	7条検査(%)	84	86.7	87.9	89.9	90.8	92.9	91.6	91	90.4
	11条検査(%)	20.2	23.8	25.7	27.2	28.7	30.4	31.8	33.4	36.3

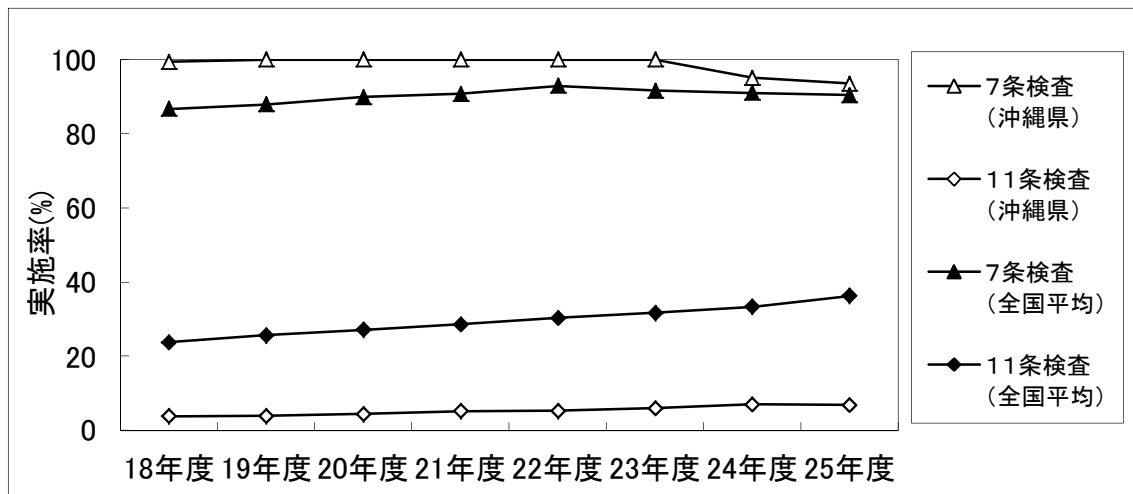


図 2-14 法定検査実施率

(3) 生活雑排水対策

本県においては、生活雑排水による公共用水域等の汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽の普及促進に努めている。

昭和62年に、国において合併処理浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、本県では、平成3年度より国庫補助に加え県費補助制度を設け同事業を開始し、合併処理浄化槽の普及促進を図ってきており、平成25年度までに1,211基が同事業により設置された。

また、浄化槽の清掃や保守点検、法定検査といった適正な維持管理を促進するため、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、新たに浄化槽を設置する場合には、合併処理浄化槽を設置するものとし、浄化槽設置者が建築確認申請時に法定検査料金を払い込む前納制を導入した。本改正により、法定検査（7条検査）受験率が向上している状況である。

さらに、平成13年度より、浄化槽設置者を対象とした「浄化槽設置者講習会」を県内各保健所単位で実施し、浄化槽の適正な維持管理の必要性や法定検査受験の責務等の普及啓発を図っている。

(4) 浄化槽行政指導状況

浄化槽の維持管理が不適正な場合には、放流水の水質悪化や悪臭によって、地域住民に迷惑をかけるほか、公共用水域の汚濁を招くことになる。

このため、浄化槽設置者等に対して、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう監視、指導を行っている。

表 2-18 浄化槽行政指導状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

法第5条 第2項 改善勧告	法 第 12 条 第 1 項									
	助 言 ・ 指 導					勧 告				
設置者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者
0	1,487	0	0	0	0	0	0	0	0	0

法第12条第2項					
改 善 命 令					使用停止命令
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管 理 者
0	0	0	0	0	0

浄化槽法第7条の2 ^{注1)}		
指導・助言	勧告	改善命令
管理者		
29	0	0

浄化槽法第12条の2 ^{注1)}		
指導・助言	勧告	改善命令
管理者		
131	0	0

注1)平成18年2月1日の浄化槽法改正により新たに欄を追加。

法 第 53 条 また は 条 例 関 係 ^{注2)}									
報 告 徴 収					立 ち 入 り 検 査				
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指 定 検査機関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指 定 検査機関
277	88	0	0	0	18	52	0	0	0

注2)条例とは法48条に規定する条例をいう。

5 容器包装リサイクル法

(1) 分別収集計画策定状況

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみの約6割（容積比）を占めるガラスビン、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の減量・リサイクルを促進することを目的としている。

容器包装リサイクル法第8条第1項に、市町村は容器包装廃棄物の分別収集を実施しようとする場合、3年毎に5年を1期とする分別収集計画を策定しなければならないと規定されており、これまで策定された第1～6期計画に引き続き、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする「第7期沖縄県分別収集促進計画」が策定されている。

第7期分別収集促進計画では、40市町村が分別収集計画を策定し、何れかの容器包装廃棄物の分別収集を実施する見込みである。

表 2-19 第7期沖縄県分別収集促進計画の概要

19-(1) 市町村分別収集計画策定状況

分別収集計画策定市町村数	40	市町村数	41	計画策定率	97.6%
--------------	----	------	----	-------	-------

19-(2) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集取組予定市町村

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
無色ガラスビン	32	32	32	32	32
茶色ガラスビン	32	33	33	33	33
その他ガラスビン	37	37	37	37	37
その他紙	10	10	11	11	11
ペットボトル	40	40	40	40	40
その他プラスチック	13	13	14	14	14
（うち白色トレイ）	(8)	(8)	(9)	(9)	(9)
スチール缶	40	40	40	40	40
アルミ缶	40	40	40	40	40
段ボール	35	35	35	35	35
紙パック	30	30	30	30	30

19-(3) 容器包装廃棄物排出見込量

(単位：t)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
容器包装廃棄物排出見込量	56,672.8	56,869.1	57,011.7	56,924.3	56,849.6

19-(4) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集見込量 (単位：t)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
無色ガラスビン	4,673.7	4,691.5	4,709.8	4,728.4	4,750.0
茶色ガラスビン	3,813.6	3,834.3	3,847.8	3,865.5	3,883.2
その他ガラスビン	3,631.5	3,681.3	3,692.9	3,711.5	3,719.3
その他紙	218.0	208.0	212.1	215.1	218.1
ペットボトル	3,823.6	3,842.4	3,862.8	3,856.5	5,039.0
その他プラスチック	1,063.2	1,066.2	1,081.2	1,084.2	1,088.2
(うち白色トレイ)	(36)	(37)	(40)	(41)	(41)
スチール缶	4,060.0	3,936.0	4,080.1	4,106.0	4,121.5
アルミ缶	632.0	637.8	639.8	641.2	646.3
段ボール	6,110.6	6,155.9	6,197.2	6,250.9	6,293.2
紙パック	141.9	142.1	142.3	143.4	143.4
合計	28,168.0	28,195.3	28,466.0	28,602.4	29,902.0

(2) 分別収集状況

第6期分別収集計画に基づき実施された平成25年度の分別収集は、41市町村の内40市町村が実施した。

容器包装リサイクル法施行後、法第2条第6項指定物については、近年、回収実績の減少が見られるが、資源物の価値上昇に伴い、民間回収が進んだことによるものと推察される。

表2-20 容器包装廃棄物分別収集実績(年度別)

(単位：t)

区分	種類	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
特定分別 基準適合物	無色ガラス	2,726	3,245	3,291	3,001	3,256	4,103	4,315	4,253
	茶色ガラス	2,695	2,693	2,734	2,453	2,679	3,338	3,522	3,417
	その他ガラス	4,054	4,890	4,792	4,592	3,430	3,894	3,764	4,155
	ペットボトル	3,973	3,969	4,044	3,866	3,863	3,843	3,860	4,016
	その他紙	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他プラ	26	36	143	1,143	1,196	1,182	1,072	1,052
小計		14,076	14,747	15,004	15,055	14,424	16,370	16,533	16,893
法第2条第 6項指定物	スチール缶	7,299	6,344	4,407	4,760	3,844	3,573	3,651	3,388
	アルミ缶	527	428	441	560	501	505	483	500
	紙パック	162	396	186	147	95	83	91	85
	段ボール	5,639	4,246	4,954	5,754	4,654	4,615	4,567	4,574
小計		13,627	11,406	9,988	11,221	9,094	8,776	8,792	8,547
合計		27,703	26,153	24,992	26,276	23,518	25,146	25,325	25,440

※その他紙、その他プラ、段ボールは平成12年度より容器包装リサイクル法の対象となったものである。

6 自動車リサイクル法

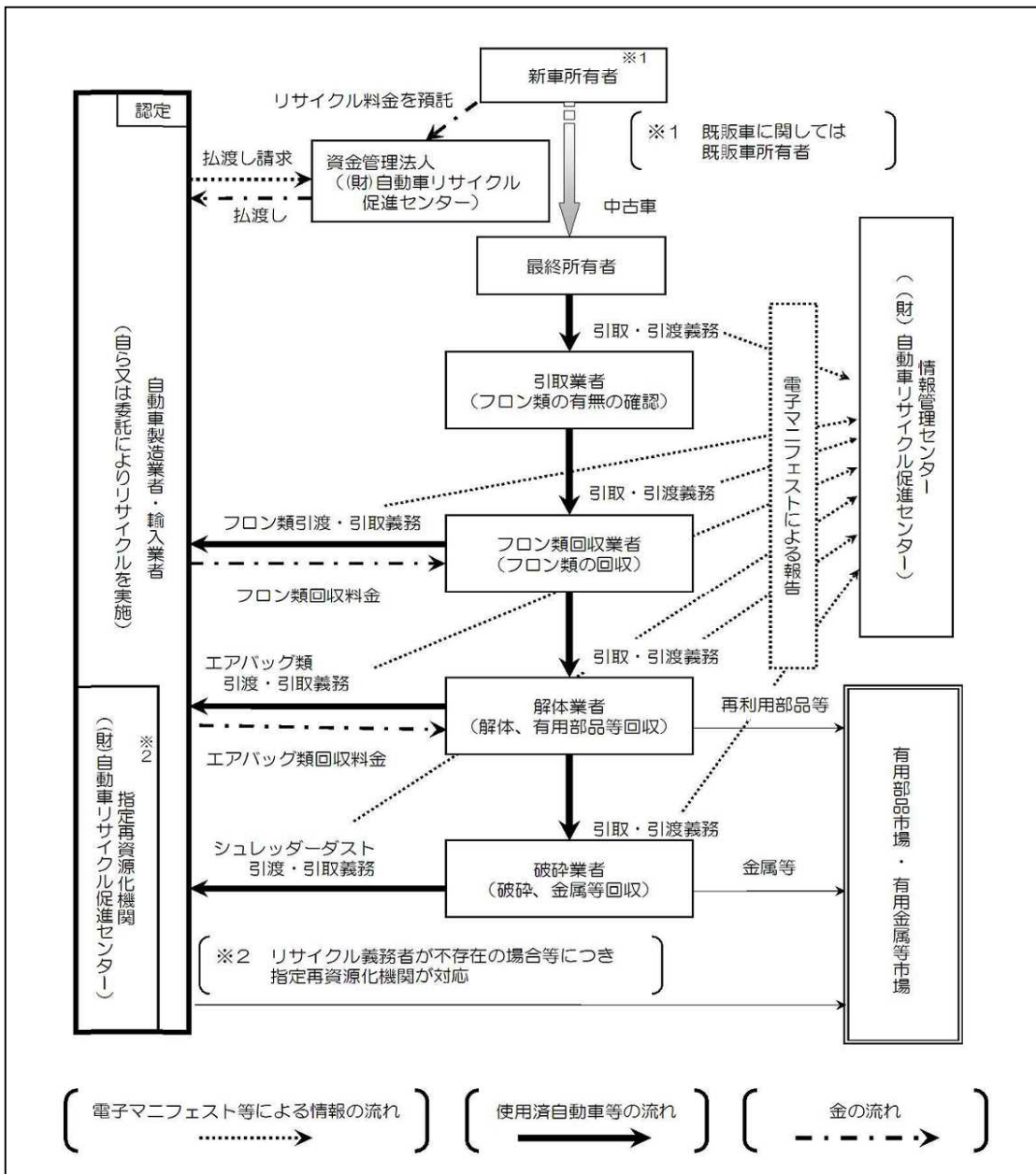
(1) 自動車リサイクル法の概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、「自動車リサイクル法」という。）は平成14年に公布され、拡大生産者責任の考え方にに基づき、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的としている。自動車所有者がリサイクル料金を預託し、自動車製造業者や使用済自動車の適正処理を行う関連事業者等の役割分担を定めており、平成17年1月1日から本格施行された。（図2-15）

県では、使用済自動車のリサイクル・適正処理が実施されるよう、事業者の申請に基づき、法の基準に適合しているか審査し、引取業及びフロン回収業の登録、解体業及び破砕業の許可など登録・許可業務及び指導等を行っている。

本県の自動車リサイクル法に基づく登録・許可件数は、引取業601件、フロン回収業206件、解体業157件、破砕業15件となっている。

図2-15 使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

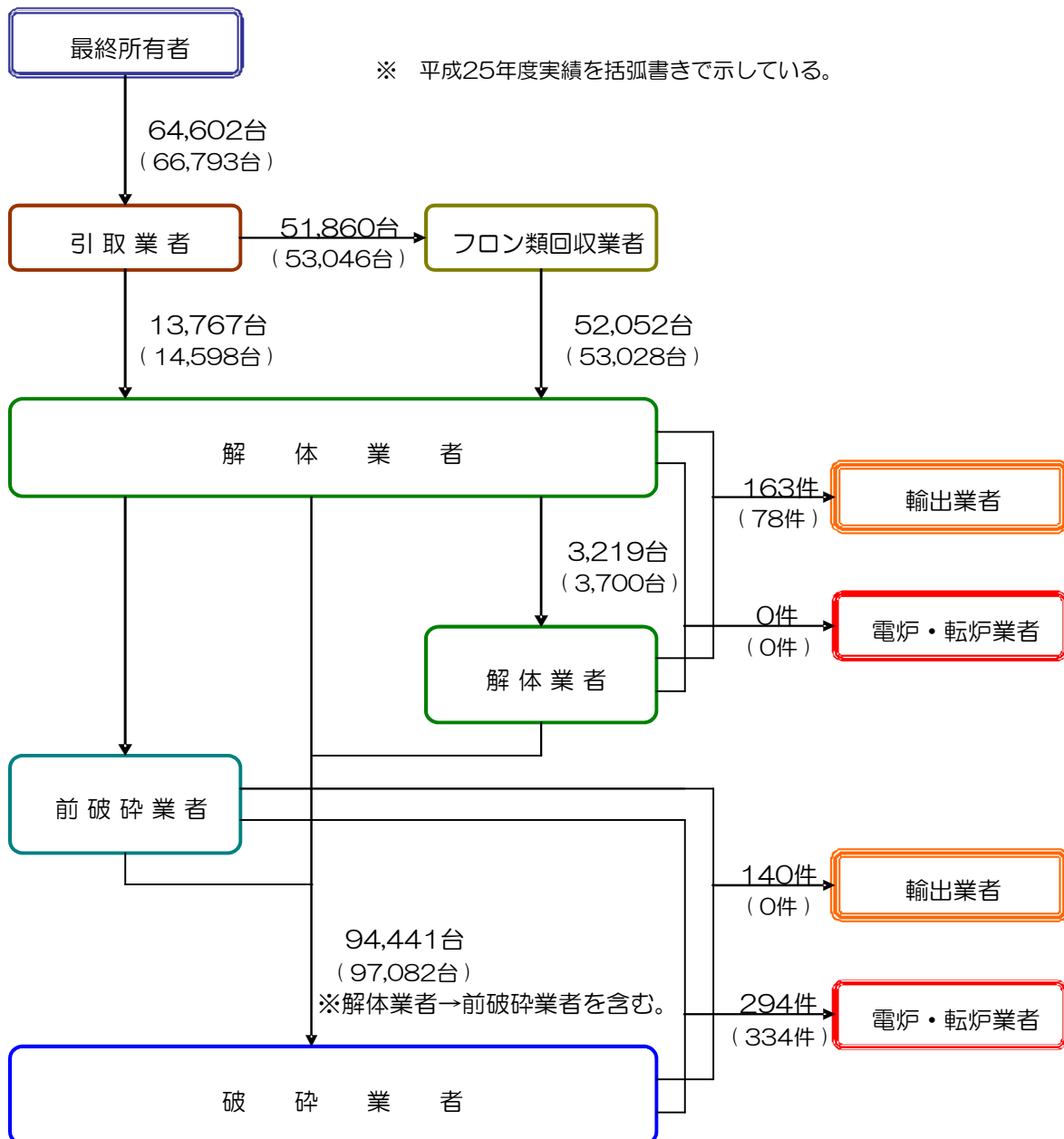


(2) 使用済自動車等処理の状況

平成26年4月から平成27年3月までの引き取られた台数は、64,602台となっており、前年度に比べて、約3.3%減少している。その他の業区分における引取実績についても、前年度の増加傾向から減少に転じている。

解体業者又は破砕業者からの解体自動車の電炉・転炉等への引渡し量については、解体業者からの引渡し量は例年ほとんどなく、破砕業者からの引渡し量についても今年度は減少に転じた。一方、解体業者又は破砕業者からの廃車ガラ輸出業者への引渡し量については、前年度と比べて増加に転じている。(図2-16)

図2-16 平成26年度使用済自動車処理実績



7 海岸漂着物等の状況

海岸漂着物等とは、海岸に漂着したごみ及び海岸に散乱しているごみのことであり、平成23年度の海岸踏査において全地域合計で8,892m³が確認されている。地域別では八重山諸島が最も多く3,802m³、ついで沖縄本島周辺離島1,936m³、宮古諸島1,926m³、沖縄本島1,228m³となっている（図2-17）。

種類別にみた場合、ペットボトル、漁業用ブイ、その他プラスチック類、発泡スチロールといった、風の影響を強く受けるごみが大半を占めている（図2-18）。

ペットボトルの生産は中国製が57%と最も多く、韓国、台湾等を合わせた海外由来のペットボトルが72%を占めている（図2-19）。

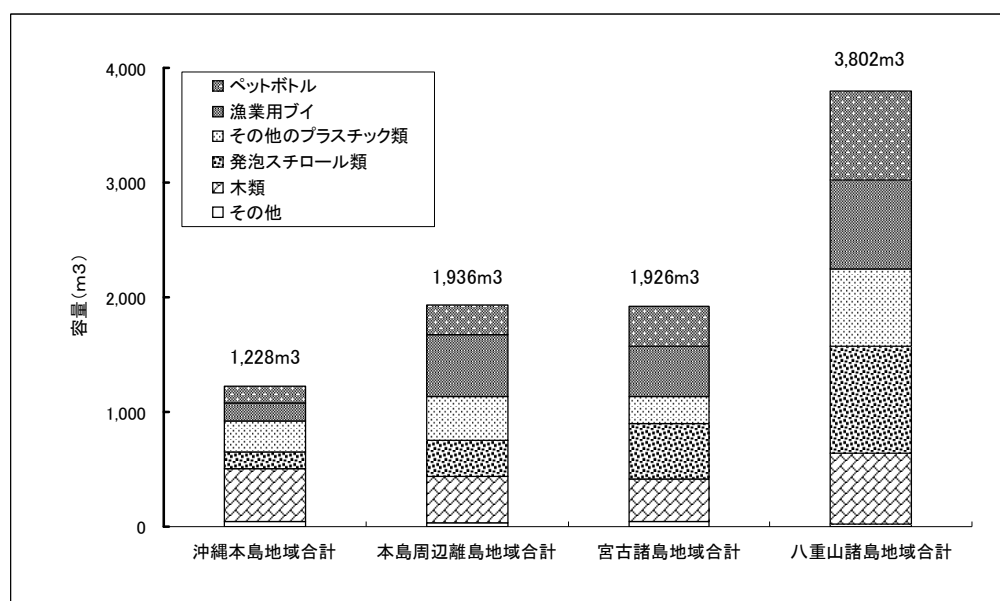


図2-17 地域別漂着ごみ量 (平成23年度現存量)

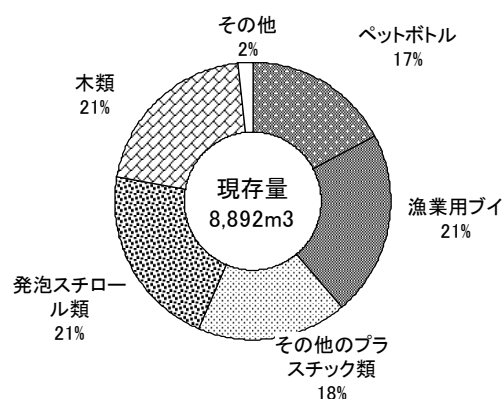


図2-18 種類別割合

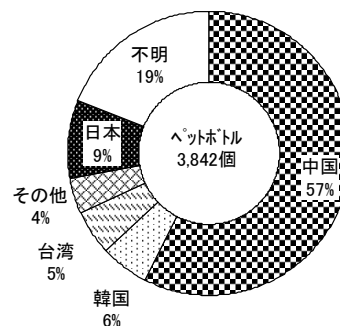


図2-19 生産国別割合

表2-21 海岸漂着物回収事業地域別実績（平成22年度～平成26年度）

地域	重点対策 区域数	H23.1～H23.8 現存量(m3)	H22～H26合計実績			H22実績			H23実績			H24実績			H25実績			H26実績			
			回収区域 数	回収量 (m3)	回収量 (トン)	回収区域 数	回収量 (m3)	回収量 (トン)	回収区域 数	回収量 (m3)	回収量 (トン)	回収区域 数	回収量 (m3)	回収量 (トン)	回収区域 数	回収量 (m3)	回収量 (トン)	回収区域 数	回収量 (m3)	回収量 (トン)	
本島及び 周辺離島	北部地域	25	1,461	15	4,630	812	3	3.0	0.4	14	785	165	12	1,748	281	13	594	105	18	1,500	261
	中部地域	14	303	14	979.1	177	1	0.1	0.1	14	664	119	12	280	51	4	31	7	1	4	0.38
	南部地域	19	1,401	15	3,401	316	4	6.8	0.9	14	1,463	139	12	882	83	10	534	47	12	515	46
宮古諸島地域	14	1,926	14	4,374	729	9	679	106	13	1,703	276	13	606	73	12	170	66	13	1,216	209	
八重山諸島地域	19	3,802	17	9,198	1,204	7	222	34	15	3,818	581	16	1,622	201	11	1,144	150	14	2,392	239	
全地域合計	91	8,892	75	22,582	3,238	24	911	141	70	8,433	1,280	65	5,138	689	50	2,473	373	58	5,627	755	
備考								※環境整備課委託事業(回収事業 マニュアル作成調査やモニタリング 調査)において、モデル的に回収			※県海岸管理者や環境整備課委託 事業による回収			※県海岸管理者や4町村、環境整 備課委託事業による回収			※県海岸管理者や5町村、環境整備 課委託事業による回収			※県海岸管理者や15市町村、環境 整備課委託事業(モニタリング等)に よる回収(発生抑制対策の一環で回 収処理した分も含む。)	

※小数点等の関係上、合計値は一致しない。